

伊勢原市児童コミュニティクラブ運営業務委託公募型プロポーザル質問回答書及び実施要領等の一部訂正について

1 質問回答

No.	該当箇所 (資料、ページ、項目等)	質問内容	回答
1	実施要領 2 ページ 3 参加資格(1)	参加資格(1)の実績の期間が「令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日」と記載されていますが、正しい期間をご教示ください。あわせて、公告日時点で地方公共団体から受託し、履行中の業務（令和 8 年度から履行を開始したもの等）は、実績に含めてよろしいでしょうか。	次のとおり訂正させていただきます。 正：過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日） 誤：過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日） また、訂正後の期間における履行実績があれば、実績とすることが可能です。
2	積算基準 1 ページ 2(4) 仕様書 6 ページ 8(4)	積算基準では「各クラブとも支援員等を 1 単位につき 2 人配置するものとして計算すること」とされていますが、仕様書 8(4)では「26 人以上の場合は 3 人の支援員等を配置すること」とされています。見積書はどちらの人数を前提に作成すればよろしいでしょうか。	積算基準 2(4)注釈について、次のとおり訂正させていただきます。 正：各クラブとも、表中の従事者数「計」欄にある配置を満たすように計算すること（登所児童数が少ない時間帯は 1 単位につき 2 人配置でも可）。 誤：各クラブとも支援員等を 1 単位につき 2 人配置するものとして計算すること。 さらに、業務の実施においては仕様書記載の「26 人以上の場合は 3 人の支援員等を配置すること」を満たしてください。 なお、積算基準や仕様書に定める以上に充実した配置を提案いただくことも可能です。
3	仕様書 6 ページ 8(4)	「現在勤務する支援員等の雇用に可能な限り配慮すること」とありますが、各クラブの現在の支援員・補助員の	令和 8 年 1 0 月 1 日時点（A 区分のみ把握しています。） 時給：支援員 1,288 円、補助員 1,280 円（1 0 月から変更）

		人数（うち放課後児童支援員の人数）、週あたりの勤務日数・勤務時間、時給等の雇用条件をご提示いただけますでしょうか（区分 B のクラブは、把握されている範囲で結構です）。	※支援員の単価については令和 9 年 4 月に増額予定あり。 ※支援員は、放課後児童支援員の資格を持つ者です。 【大山】支援員 3 人、補助員 1 人 【桜台第 1】支援員 9 人、補助員 6 人 【竹園】支援員 6 人、補助員 2 人 【大田】支援員 7 人、補助員 1 人 週 5 日／6 時間、週 4 日／5 時間、週 3 日／5 時間から勤務条件を定めています。日ごとのシフトによっては残業となる場合もあります。
4	実施要領 11 ページ 参考 積算基準 1 ページ 2(4)	各クラブの令和 7 年度の利用実績として、①月別の平日・土曜日・学校休業日ごとの平均出席児童数、②延長（午後 6 時 30 分から午後 7 時まで）の月別平均利用児童数、③学年別の在籍児童数、④加配の対象となる児童数をご提示いただけますでしょうか。	・各クラブの月別の平均児童数については添付資料「令和 7 年度在籍・平均出席児童数一覧」のとおりです。 ・延長の月別平均利用児童数については把握していませんが、各クラブの令和 7 年度延長登録児童数は、次のとおりです。 【桜台】13 人【竹園】11 人【大田】4 人【大山】3 人 【高部屋】8 人【緑台】3 人 ・加配については、配慮が必要な児童への対応等、現場の実態に応じて適宜必要な配置をしていただくことを想定したものであり、明確な児童数は設定していません。
5	仕様書 全般（区分 B）	区分 B の 2 クラブについて、現在の委託契約の期間と委託料（年額）をご教示ください。	契約期間：令和 5 年 1 2 月 2 5 日から令和 9 年 3 月 3 1 日（準備期間含む） 令和 6 年度 30,773,374 円 令和 7 年度 30,773,374 円 令和 8 年度 30,773,374 円

6	仕様書 7 ページ 11 事業報告等	各クラブの令和 7 年度の事業実績（年間行事・プログラムの実施状況、事故及び苦情の件数等）がわかる資料をご提示いただけますでしょうか。	年間行事・プログラムについては、添付資料「年間行事」とおりです。 事故及び苦情の件数等は、市で把握している件数の他、各クラブ内で処理をしている事案もあるため、正確な積算ができません。
7	仕様書 6～7 ページ 9 開所日・10 開所時間	土曜日は、各クラブでそれぞれ開所しているのでしょうか、特定のクラブに集約して開所しているのでしょうか。 令和 9 年度以降の土曜日の開所方法の想定もあわせてご教示ください。	各クラブで開所しています。令和 9 年度以降も変更はありません。
8	仕様書 1～2 ページ 3・4 積算基準 1 ページ 2(4)	各クラブの令和 8 年度の支援単位数と、令和 9 年度以降の想定をご教示ください。	【大山】 1 【桜台第 1】 2 【竹園】 2 【大田】 2 【高部屋】 2 【緑台】 1
9	仕様書 7 ページ 12 委託料の支払	委託料は年 4 回払いで「別紙支払条件に基づき請求する」とありますが、各回の請求及び支払の時期（各四半期の前払いか、後払いか）をご教示ください。	後払いです。 例えば、4～6 月分の請求書を 7 月に提出いただき、その後支払いを行うこととなります。
10	仕様書 11 ページ 別表 3(物価変動)	別表 3 では、人件費等の物価変動に伴う経費は受託者の負担とされています。委託期間中に最低賃金が改定された場合、委託料の変更について協議の余地はありますでしょうか。	基本的には最低賃金の上昇等も想定して委託費を積算していただきますが、著しい変動があった場合においては、発注者と受注者との協議のうえ決定することとします。

11	仕様書 10 ページ 別表 2 積算基準 2 ページ 3	公共交通機関での通勤が難しいクラブもあるため、支援員等の駐車場の確保が必要になると考えています。学校が借りている駐車場等を支援員等が使用することは可能でしょうか。可能な場合、契約の相手方、1 台あたり費用の負担、使用できる台数、現状の支援員負担の有無をご教示ください。	原則として学校敷地内に駐車場はなく、市が借用している駐車場也没有ありません。 現状として、各学校と共同で近隣の駐車場を借りているクラブでは、使用料を含め現場・受託者において（必要に応じ担当課も仲介し）各学校と調整し、支援員等が個別に学校へ負担金を支払うなどの対応としており各学校により状況が異なります。
12	仕様書 3 ページ 6(1)エ・オ 仕様書 10 ページ 別表 2	仕様書 6(1)では、受託者が行う軽微な修繕を「維持修繕は年間 10 万円まで」「貸与備品は 1 回 1 万円まで」としている一方、別表 2 では修繕費を「1 件あたり 30,000 円未満」としています。受託者が負担する修繕の範囲は、どのように考えればよろしいでしょうか。	別表 2 では、施設と備品の修繕をまとめて記載しているため、「1 件あたり 30,000 円未満」としています。受託者が負担する修繕の範囲は、「維持修繕は年間 10 万円まで」「貸与備品は 1 回 1 万円まで」です。
13	仕様書 3 ページ 6(1)オ 仕様書 10 ページ 別表 2	各クラブの貸与備品の一覧をご提示いただけますでしょうか。また、受託者の負担で備品（家電製品等）を追加で設置することは可能でしょうか。可能な場合、契約終了時の扱いをご教示ください。	備品一覧等は作成していません。 机、椅子、FAX 機能付き固定電話、コピー機など最低限の備品は揃えています。パソコンはありません。 受託者で必要と判断したものは追加で設置してください。 委細については契約時の協議とさせていただきます。 契約終了時における受託者の負担で購入した備品の取り扱いについては契約締結時に協議させていただきます。
14	仕様書 4 ページ 6(2)ク 仕様書 5 ページ 6(2)ス	直近の利用者アンケートの結果（又は保護者から寄せられた主なご意見）と、各クラブの運営委員会の設置状況・開催頻度をご教示いただけますでしょうか。	直近の利用者アンケートでは、「クラブで行うイベントを楽しみにしている」「長期休暇中の有料のお弁当があればありがたい」といったご意見がありました。詳細は、市ホームページに掲載しています（「伊勢原市 児童コミュニティクラブ利用者

			アンケート」で検索してください)。 運営委員会については、年に1回6月頃に各クラブごとに開催しています。出席者は、自治会長、校長、PTA 会長、青少年指導員、民生委員、保護者等です。
15	仕様書 6 ページ 8(4) 積算基準 1 ページ 2(4)	仕様書 8(4)では「支援単位ごとに児童 26 人以上の場合は3人」とされている一方、積算基準 2(4)では「各クラブとも支援員等を1単位につき2人配置するものとして計算」とされています。見積書の積算は積算基準(1単位2人)に従えばよいのか、ご教示ください。また、委託開始後の実際の配置は仕様書 8(4)の基準によるという理解でよいのか、ご教示ください。	No.2 に同じ
16	積算基準 1 ページ 2(4)	各クラブの支援単位数をご教示ください。特に、桜台第1(見込登録 100 人)と緑台(見込登録 49 人・1 教室)は、1 支援単位をおおむね 40 人以下とする仕様書 8(4)との関係で、何単位として想定しているかご教示ください。	No.8 に同じ
17	積算基準 1 ページ 2(4)	表の従事者数は、開所中に同時に配置する人数(時間帯を通じた人数)という理解でよいでしょうか。また、平日・土曜日・長期休業日のいずれも同じ人数で積算するのか、利用率(平日約 70%、土曜約 10%)に応じて土曜日などの人数を減らしてよいのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。なお、「加配」の人数については児童数が多い時間帯等を想定しています。 費用の積算にあたっては、積算基準 2(4)の表中「計」の従事者数を基本に、利用率に応じて人数を減らして積算することは可能ですが、最低限、支援の単位に応じた所定の配置(2 単位なら 4 人)を確保してください。

18	仕様書 7 ページ 10(1) 積算基準 1 ページ 2(3)	登校日の開所は「放課後から」とされています。積算上、平日の開所開始時刻（支援員等の勤務開始時刻）を何時と想定すればよいか、ご教示ください。あわせて各校の学年別の標準的な下校時刻もご教示ください。	「放課後から」は、「13時から」で想定していただいてかまいません。学年別の標準的な下校時刻は次のとおりです。 (月) 1年生：13時20分、2・3年生：14時45分 (火・木) 全学年：14時45分 (水・金) 1・2年生：14時45分、3年生：15時45分
19	仕様書 7 ページ 10 ※	午後7時までの延長開所について、令和7年度のクラブ別の平均利用人数と、延長時間帯の現行の配置人数をご教示ください。また、延長利用料を保護者から徴収する制度があるか、ご教示ください。	延長利用の平均利用人数は No.4 に同じです。 延長利用料については、クラブの申込時に申請している場合は、毎月の利用料に含め市で徴収しています。申請がない方が、やむを得ず午後6時30分までにお迎えが間に合わなかった場合は、翌月、市が発行する納付書で支払っていただきます。
20	仕様書 3 ページ 6(1)エ・オ 仕様書 10 ページ 別表 2 積算基準 2 ページ 3(2)	受託者が負担する軽微な修繕の範囲が、仕様書 6(1)エでは「年間10万円まで」、6(1)オでは「1回1万円まで」、別表2では「1件あたり30,000円未満」と記載されています。どの基準によればよいか、ご教示ください。あわせて、積算基準の「年額100,000円（仮定）」は区分ごとの額か、1クラブあたりの額か、ご教示ください。	No.12 に同じ
21	仕様書 10 ページ 別表 2	光熱水費、電話・インターネット回線の基本料、ごみ処理費、施設の定期清掃（害虫駆除・空調清掃等を含む）の費用は別表2に記載がありません。それぞれ市と受託者のどちらが負担するか、ご教示ください。	光熱水費は学校が負担しており、受託者の負担はありません。 電話・インターネット回線の基本料は、別表2の運営管理費の通信運搬費で見込んでください。 日常的なゴミは、学校のゴミと合わせて廃棄しています。粗大ゴミ等は、事前に現場と調整のうえ、年に1回市が回収します。定期清掃等については、運営費の中でお願いいたします。

22	仕様書 9～10 ページ 別表 1・別表 2	別表 1 で「利用児童の保険加入手続き・請求手続き」が市の分担とされています。児童の傷害保険等の保険料は市の負担で、受託者は積算に含めなくてよいという理解でよいでしょうか。また、受託者が加入する賠償責任保険について、市が求める補償額の目安があればご教示ください。	損害賠償責任保険は、受託者において必ず加入してください。傷害保険への加入については義務ではありませんが、可能な限り加入をお願いします。 なお損害賠償責任保険について補償額の条件等は付していませんが、1 事故 2 億円程度を目安と考えています。
23	仕様書 10 ページ 別表 2（交通費）	各小学校の駐車場について、クラブごとに次の点をご教示ください。①支援員等が通勤に利用できる駐車場の台数、②1 台あたりの月額使用料（有料の場合）、③支払方法（市への納付書による納付、学校への直接支払い等）と使用申請の手続き。あわせて、使用料を受託者の負担として委託料に積算すべきか、職員個人の負担とする想定か、ご教示ください。	No.11 に同じ
24	仕様書 6～7 ページ 9 積算基準 1 ページ 2(2)・(3)	気象警報等が発令された場合の開所・閉所の基準（警報の種類、発令時刻による判断、判断者と連絡方法）をご教示ください。	気象警報等が発令されたタイミング・状況で基準を定めています。詳細は、添付資料「令和 9 年度伊勢原市児童コミュニティクラブ利用案内」のとおりです。 なお、実際の災害の状況や気象予報等によっては、必ずしも上記のとおりとは限りません。
25	仕様書 7 ページ 12	委託料の支払時期と各回の金額の考え方を定めた「別紙支払条件」をご提示ください。	契約書作成時に「別紙支払条件」を作成します。各年度の金額を 4 回に分け記載します。 支払時期についての例は、No.9 を参照してください。

26	積算基準 1～2 ページ 2(4) ※ 仕様書 11 ページ 別表 3	委託開始後に、利用児童数や加配が必要な児童が増えて支援員等の配置を増やす必要が生じた場合、委託料の変更協議の対象となるか、ご教示ください。	公平性の確保の点からも提案いただく委託料からの変更等は想定していません。ただし、定員の変更等やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と受注者との協議のうえ決定することとします。
27	仕様書 11 ページ 別表 3（物価変動）	物価変動のリスクは受託者負担とされています。委託期間中に神奈川県が最低賃金が大幅に改定された場合など、著しい変動があったときに協議の余地があるか、ご教示ください。	No.10 に同じ
28	積算基準 2 ページ 3	国の放課後児童支援員等処遇改善事業（キャリアアップ処遇改善を含む）を市が現在実施しているか、ご教示ください。実施している場合、その分を委託料に含めて積算するのか、別途措置されるのか、ご教示ください。あわせて、市独自に支援員等の処遇改善や人材確保を目的とした補助・手当の制度があれば、ご教示ください。	放課後児童支援員等処遇改善事業による委託料の増額等はありません。 また、市独自の補助等は行っていません。
29	仕様書 6 ページ 8(4)なお書き	現在勤務する支援員等の雇用への配慮について、クラブごとに次の点をご教示ください。①現在勤務している支援員と補助員の人数、②放課後児童支援員の資格を持つ人数、③主な勤務形態（週の勤務日数・時間帯）。	No.3 に同じ
30	仕様書 6 ページ 8(4)なお書き	区分 A（市直営）の会計年度任用職員について、受託者が雇用継続の意向を確認するための説明会や面談の機会を、市が準備期間中に設ける予定があるか、ご教示ください。	準備期間中に雇用継続の意向を確認するための説明会や面談の機会を設けていく予定です。

31	要領 1 ページ 2(4) 仕様書 8 ページ 17	準備期間中の現運営者からの引継ぎについて、想定している時期・期間・方法（クラブ内での同行勤務の可否を含む）をご教示ください。	事業者や支援員の移行状況等によって必要な引継ぎ内容等が異なると思われるため明確な想定はありませんが、先例においては、3ヶ月程度で、各現場での実施状況、備品内容の確認、原稿の直営職員を含めた移行説明、保護者への説明会、鍵などの引継ぎ備品の受領等を行っています。
32	要領 1 ページ 2(4) 仕様書 4 ページ 6(2)ウ	準備期間中に行う保護者説明会について、市が想定している開催時期・会場（各小学校か市施設か）・市職員の同席の有無をご教示ください。	開催時期は3月頃、会場は各クラブで、市職員の同席は現時点では想定していません。
33	要領 1 ページ 2(3)※2 仕様書 1 ページ 4(2)	桜台第1の予備教室について、位置・面積・使える条件（常時か、特定の曜日や時期に限るか）をご教示ください。	通常の活動場所と同じフロアにり、廊下で移動できます（約5m）。基本的には常時使用でき、面積は約62㎡です。
34	仕様書 6～7 ページ 9・10	土曜日と長期休業日の開所について、現在は各クラブが単独で開所しているか、複数クラブで合同開所しているか、ご教示ください。あわせて、令和7年度の土曜日のクラブ別平均利用人数をご教示ください。	土曜日・長期休業日とも、各クラブが単独で開所しています。令和7年度クラブ別平均利用人数は、添付資料「令和7年度在籍・平均出席児童数一覧」のとおりです。
35	仕様書 3 ページ 6(1)ウ・オ	貸与備品の一覧（品名・数量・取得年度）をご提示ください。また、電話・FAX・パソコン・複合機など事務機器が既にあるか、受託者が用意する必要があるか、ご教示ください。	備品一覧等は作成していません。 机、椅子、FAX 機能付き固定電話、コピー機など最低限の備品は揃えています。パソコンはありません。 受託者で必要と判断したものは追加で設置してください。 委細については契約時の協議とさせていただきます。

36	仕様書 1～2 ページ 3・4	各クラブの教室の位置が分かる校舎の平面図（または配置図）をご提供いただけるか、ご教示ください。	契約後、平面図など提供可能な資料は提供します。
37	仕様書 5 ページ 6(2)ス	運営委員会について、現在の開催頻度と、委員への謝礼の有無・負担者をご教示ください。	運営委員会は年に1回、6月頃に開催しています。委員への謝礼はありません。
38	仕様書 4～5 ページ 6(2)エ・7	おやつ代・教材費等が未納の場合の対応（市の関与の有無）と、減免制度の有無をご教示ください。また、年度終了後の会計報告に指定の様式があるか、ご教示ください。	おやつ代・教材費等の未納については市は関与せず、減免制度もありません。また、年度終了後の会計報告の指定様式はありません。
39	要領 7 ページ 9(1)エ(キ)	副本からは提出者が特定できる情報を削除することとされています。副本に受託実績のある自治体名や施設名を記載することは差し支えないか、ご教示ください。	法人・会社名等の提出者が特定される情報の記載は認められませんが、受託実績として〇〇市、〇〇小学校のような名称の記載は差し支えありません。
40	要領 5 ページ 7(1)ウ No.12 積算基準 1 ページ 1	積算内訳書は区分ごとの総額の内訳でよいのか、クラブ別の内訳も必要か、ご教示ください。	クラブ別の内訳は必要ありませんが、A・B区分ごと、年度別で内訳書を作成してください。
41	要領 8 ページ 9(4)ウ	プレゼンテーションの参加人数について「説明用端末の操作者を含む」とありますが、プレゼンテーションソフトやスライドは使用できないとされています。提出済みの企画提案書のPDFを、そのままスクリーン等に映して説明することはできるか、ご教示ください。できる場合	要領の誤記ですので訂正させていただきます。「説明用端末の操作者を含む」は削除してください。 プレゼンテーションは、スクリーン等は使用せず、事前に提出された書類に沿って御説明いただきます（審査員は手元の書類を見ながら説明を受けます）。

		は、プロジェクターやスクリーンを市が用意するのか、端末と接続ケーブルを事業者が持ち込むのか、もご教示ください。	当日はマイクのみ用意いたします。
42	仕様書 6～7 ページ 9 積算基準 1 ページ 2(2)	令和 7 年度の開所日数の実績を、平日（登校日）・土曜日・学校休業日（長期休業日等）に分けてご教示ください。 あわせて、令和 9 年度以降の長期休業期間（夏季・冬季・春季）の想定日程があればご教示ください。	開所日数の実績については、添付資料「令和 7 年度在籍・平均出席児童数一覧」のとおりです。令和 9 年度以降の長期休業期間（学校休業日）は未確定ですが、令和 8 年度の実績および予定は次のとおりですので参考にしてください。 ・夏期休業：7 月 1 8 日～8 月 3 1 日 ・冬期休業：1 2 月 2 5 日～1 月 7 日 ・春期休業：3 月 2 5 日～4 月上旬
43	仕様書 7 ページ 9(4)	学級閉鎖・学年閉鎖の場合、対象の児童をクラブで受け入れるか、ご教示ください。受け入れない場合、その日の開所の扱い（閉鎖されていない学年の児童だけで開所するのか）もご教示ください。	学級閉鎖等の対応は、添付資料「令和 9 年度伊勢原市児童コミュニティクラブ利用案内」のとおりです。クラブは開所しますが、閉鎖された学級・学年の児童はクラブの利用はできません。
44	仕様書 6 ページ 8(1)イ	各クラブに置く代表支援員について、常勤（フルタイム）であることや、開所時間中は常駐することといった勤務要件があるか、ご教示ください。	代表支援員について、雇用形態や勤務要件に関する基準は設けていませんが、代表支援員不在時は、支援員等が統括責任者と速やかに連絡・調整ができる体制としてください。
45	積算基準 2 ページ 3(2)	参考として、令和 7 年度の各クラブの運営管理費（消耗品費、図書・教材費、通信運搬費等）の実績額をご教示ください。	クラブの実績額は、次のとおりです。 【桜台】 運営費：340,052 円（消耗品費：211,282 円、修繕費：67,650 円、手数料：1,500 円、備品費：59,620 円） 【大山】

			運営費：112,431 円（消耗品費：100,632 円、備品費：11,799 円） 【大田】 運営費：258,560 円（消耗品費：90,550 円、手数料：34,980 円、備品費：133,030 円） 【竹園】 運営費：202,667 円（消耗品費：134,967 円、修繕費：66,900 円、手数料：800 円） 【高部屋】 運営費：302,465 円（消耗品費：155,983 円、通信費：83,372 円、修繕・備品等：63,110 円） 【緑台】 運営費：385,664 円（消耗品費：220,987 円、通信費：104,420 円、修繕・備品等：60,257 円）
46	仕様書 4～5 ページ 6(2) エ・7	おやつ代・教材費等に年度末で余りや不足が出た場合の扱い（保護者への返金、翌年度への繰越し、受託者の補てん等）をご教示ください。	余剰が生じないように執行し、余剰が生じた場合は、翌年度へ繰り越してください。
47	仕様書 1～2 ページ 4(2)・ (6) 積算基準 1 ページ 2(4)	桜台第 1（定員 74 人に対し見込登録 100 人）と緑台（定員 38 人に対し見込登録 49 人）について、定員を超えての受入れを前提としているのか、ご教示ください。あわせて、令和 8 年 4 月 1 日時点のクラブ別の待機児童数をご教示ください。	平均出席率などから定員を超える可能性は低い想定です。委細については入所決定の際に調整しますが、桜台第 1 については予備教室があるため面積上の余裕はあります。 なお、令和 8 年 4 月 1 日時点のクラブ別の待機児童数は次のとおりです。

			大山：0、桜台第1：12、竹園：6、大田：0、高部屋：19、緑台：15
48	仕様書 2・5 ページ 5(1)・6(2)ケ	各小学校の校庭・体育館・図書室・特別教室を、クラブの活動で使えるか、ご教示ください。使える場合の条件（曜日・時間帯・申請方法）もご教示ください。	体育館の使用は事前申請が必要です。校庭は、占有している団体等がいなければ使用可能です。図書室等は各学校との個別調整になりますが、基本的には使用していません。
49	仕様書 7 ページ 10(2)・(3)	土曜日と学校休業日の午前8時の開所時、校舎の開錠と機械警備の解除を誰が行うか、ご教示ください。受託者が行う場合は、鍵や警備カードの貸与と、開錠・施錠の手順をご教示ください。	クラブ利用児童、保護者及び支援員の動線上は、機械警備等は使用していません。
50	仕様書 4 ページ 6(2)キ	連絡帳に代えて、またはあわせて、保護者連絡アプリや入退室管理システムを受託者の負担で導入してよいか、ご教示ください。あわせて、各クラブに使えるインターネット回線があるか、受託者が回線を新たに引くこと（工事を含む）ができるか、ご教示ください。なお、学校の校内ネットワーク（Wi-Fi等）をクラブの運営事務で利用することはできないという理解でよいか、ご教示ください。	保護者の利便性向上等のため、連絡アプリや入退室管理システムを受託者の負担で導入することは可能です。 なお、専用のインターネット回線はありません。 新たなインターネット回線の開設の可否については、学校等との協議事項となりますが、現時点では難しい状況です。 モバイル Wi-Fi 等で対応いただくことなどは可能です。
51	積算基準 1 ページ 2(4)※（加配）	配慮が必要な児童の入所決定や加配の要否について、市はどのように判断しているか（判断の主体、関係機関の意見を聞いているか）ご教示ください。また、入所決定の際に、市から受託者へ児童の配慮事項を共有する流れ	基本的には保護者の就労時間、児童の学年等に基づく優先順位に沿って入所を決定しており、アレルギーや発達上の特性などは保護者から聞き取れる範囲で把握しますが、それに伴う加配の要否などは考慮していません。

		をご教示ください。	ただし、毎月の入所の調整において、配慮すべき事項を共有したうえで、受託者の担当者と受入れの可否等を協議・確認しています。
52	仕様書 4 ページ 6(2)ク	過去に実施した利用者アンケートの結果（設問と集計結果）をご提供いただけるか、ご教示ください。	No.14 に同じ。
53	仕様書 4 ページ 6(2)オ・カ	児童の服薬とエピペン（アドレナリン自己注射薬）について、現在の運用（保護者からの依頼書の様式、薬の預かりの可否、緊急時に職員がエピペンを使用する際の取り決め）をご教示ください。市として定めたルールや様式があれば、ご提示ください。	服薬やエピペンの使用について、市として定めた運用ルール等はありません。入所調整を行う際に、受託者の担当者と個別に協議します。
54	仕様書 3 ページ 6(1)イ・ウ	各クラブの防災・防犯用品（ヘルメット・防災頭巾、非常食・飲料水、救急箱、さすまた等）と防犯設備（防犯カメラ、非常通報ボタン等）の現在の整備状況をご教示ください。あわせて、災害時に学校の備蓄品を使えるか、受託者が用意する必要があるものがあるか、ご教示ください。	各クラブの防災・防犯用品は次のとおりです。 ・ヘルメット：支援員・補助員のみ ・防災頭巾：全利用児童（入所時に用意いただいています） ・非常食、飲料水：児童用のおやつ、飲料等の余剰分 ・救急箱：中身の確認・交換を適宜お願いします。 ・防犯カメラ：無し ・非常通報ボタン：一部クラブのみあり ・学校の備蓄品の使用については調整しておらず、クラブの専用品でもありませんので、受託者で必要と思われる物については提案・用意してください。

55	委託料積算基準 2 ページ 3 委託事業者が負担する経費等	各業務実施場所（小学校内）における、駐車可能台数・月額利用料をお教えてください。	No.11 に同じ
56	仕様書 10 ページ 別表 2 費用分担区分	各業務実施場所における通信環境の整備状況について職員が利用可能なインターネット回線が導入済みの環境でしょうか。未導入である場合、回線工事の実施・費用負担は市側にてご対応いただけるか、あるいは受託者負担となるかご教示ください。	No.50 に同じ
57	仕様書 10 ページ 別表 2 費用分担区分	区分 A における職員を引き継ぐ場合、現行の給与水準を維持するため、「職種名」「時間給・月給の基本額」「手当の支給状況」についてご教示ください。	令和 8 年 1 0 月 1 日時点 児童コミュニティクラブ支援員：時給 1,288 円 児童コミュニティクラブ補助員：時給 1,280 円（1 0 月から変更） ※支援員の単価については令和 9 年 4 月に増額予定あり。 手当の支給状況については、No.62 参照
58	実施要領 6 ページ 9（1）エ（カ） 企画提案書の提出について	「提案は 1 者につき 1 提案とする。」と記載がございますが、区分 A、B 両方に申し込む場合、両区分をまとめた 1 つの企画提案書としてご提出する認識でよろしいでしょうか。それとも区分ごとに 1 冊ずつ作成・提出をする必要があるかご教示ください。	A、B 両方に申し込む場合でも企画提案書は 1 つとなります。一部の提案内容において、A、B で異なる提案を行う場合については A の提案、B の提案と内容がわかるよう両方を記載してください。
59	仕様書 1 ページ 4（1）～（6） 児童定員について	各児童コミュニティクラブにおける児童定員は定められておりますが、最大登録人数の定めはあるかご教示ください。	最大登録人数の定めはありませんが、利用率等を勘案し、登録（入所調整）を行います。

60	仕様書 3 ページ 6 (1) エ、オ、 仕様書 10 ページ別表 2 修繕費について	仕様書内の修繕費用負担について、記載箇所により金額設定が異なっているため、確認をさせてください。 ・仕様書 3 ページ：「施設の軽微な維持修繕は年間 10 万円まで」、「貸与備品の軽微な修繕は 1 件 1 万円まで」 ・仕様書 10 ページ：「施設、備品の軽微な修繕（1 件あたり 30,000 円未満）」 受託事業者が負担すべき具体的な費用金額及び条件について、どちらの記載が適用されるのかご教示ください。	No.12 に同じ
61	仕様書 3 ページ 6 (1) オ 貸与備品について	貸与備品の一覧（品目・数量等）を施設毎にご教示ください。	No.13、No.35 に同じ
62	仕様書 5 ページ 8 (1) 支援員等について	区分 A について、適切な人件費算出及び雇用の継続を行うに当たり、現在勤務されている支援員等に関する以下の実績を施設毎にご教示ください。 ・期末手当の支給対象となる支援員等の人数 ・期末手当の支給対象となる支援員等の期末手当の支給総額	令和 8 年 6 月実績 【大山】 2 人 【桜台第 1】 12 人 【竹園】 6 人 【大田】 8 人 6 月分期末手当の支給総額：7,358,170 円
63	委託料積算基準 1 ページ 2 (4) 加配従事者について	お示しいただいている加配従事者の想定人数を上回る配置が必要となった場合、委託料の増額等の措置について協議することは可能でしょうか。それとも、当初の委託金額の範囲内での対応となるのかご教示ください。	No.26 に同じ

2 実施要領等の一部訂正について

実施要領等記載事項の一部について、次のとおり訂正させていただきます。

ページ	内容	
実施要領 2 ページ 3 参加資格(1)	正	過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）
	誤	過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）
実施要領 8 ページ 9(4)ウ	正	参加人数は、1 者につき 3 名以内とする。
	誤	参加人数は、1 者につき 3 名以内（説明用端末の操作者を含む）とする。
積算基準 1 ページ 2(4)注釈	正	各クラブとも、表中の従事者数「計」欄にある配置を満たすように計算すること（登所児童数が少ない時間帯は 1 単位につき 2 人配置でも可）。
	誤	各クラブとも支援員等を 1 単位につき 2 人配置するものとして計算すること。